議案名	富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付けで公 布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条 例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ り提案するものです。
制定内容	改正点は以下のとおりです。 (1) 都市計画税の課税標準に関する特例の規定について、地方税法 附則から引用する条項の追加を行うもの (該当する条文は、条例附則第19項の改正規定)
施行日	条例附則に定める日

富士見市都市計画税条例(昭和46年条例第40号)新旧対照表

新	旧
	IFI
附則	附則
1 略	1 略
(法附則第15条第14項の条例で定める割合)	(法附則第15条第14項の条例で定める割合)
2 略	2 略
(法附則第15条第32項の条例で定める割合)	(法附則第15条第32項の条例で定める割合)
3 略	3 略
(法附則第15条第33項の条例で定める割合)	(法附則第15条第33項の条例で定める割合)
4 略	4 略
(法附則第15条第38項の条例で定める割合)	(法附則第15条第38項の条例で定める割合)
5 略	5 略
(法附則第15条第43項の条例で定める割合)	(法附則第15条第43項の条例で定める割合)
6 略	6 略
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受
けようとする者がすべき申告)	けようとする者がすべき申告)
7 略	7 略
(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の
都市計画税の特例)	都市計画税の特例)
8~12 略	8~12 略
(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都	(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都
市計画税の特例)	市計画税の特例)

13 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

14~16 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 17及び18 略
- 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第 19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、 第38項、第39項<u>第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2 項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計 画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しく は第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63 条」とする。

13 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

14~16 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 17及び18 略
- 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第 19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、 第38項、第39項<u>若しくは第43項</u>、第15条の2第2 項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計 画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しく は第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63 条」とする。